

川口市保育施設等事故検証委員会 報告書

平成29年2月

川口市保育施設等事故検証委員会

目 次

はじめに.....	1
検証にあたっての基本的な考え方.....	2
1. 事故の概要と検証の観点.....	3
2. 事故検証の経過.....	4
(1) 委員会設置の経緯.....	4
(2) 委員の構成.....	4
(3) 委員会開催状況.....	5
(4) ヒアリング調査の実施.....	6
ア 調査目的.....	6
イ ヒアリング、参考意見聴取の調査内容.....	6
(5) 現地調査等の実施.....	6
(6) 資料等の収集・精査.....	7
ア A君の保護者からの提供資料.....	7
イ 川口市からの提供資料.....	7
3. 本件の概要等.....	8
(1) 本施設の概要.....	8
(2) 勤務体制.....	8
(3) 登園児の状況.....	9
(4) 気象状況.....	9
(5) A君に関する情報.....	9
(6) 当日の保育状況.....	10
ア 登園からの事実経過.....	10
イ 事故発生時の位置関係図.....	11
ウ A君を受け入れた時の状況.....	11
4. 本施設における事故発生後の対応.....	12
(1) 事故への対応.....	12
(2) 保護者に対しての連絡状況.....	12
(3) 関係機関への対応.....	12
5. 市における事故後の対応.....	13
(1) 事故発生からの対応.....	13
(2) 立入調査.....	14
6. 本件の背景に関する分析.....	16
(1) 保育に関する分析.....	16
ア 受入体制に関する分析.....	16
イ 保育のあり方に関する分析.....	16

ウ	保育士間での情報共有に関する分析.....	16
エ	業務の優先順位に関する分析.....	16
オ	生活環境の整備に関する分析.....	17
(2)	施設運営に関すること.....	18
ア	保育指導者に関する分析.....	18
イ	災害時の危機管理意識に関する分析.....	18
(3)	総括.....	18
7.	再発防止策.....	19
(1)	児童の健康状況並びに発育及び発達状況の把握.....	19
ア	健康状況の把握.....	19
イ	発育・発達状況の把握.....	19
(2)	環境構成及び安全管理.....	20
ア	環境構成への配慮.....	20
イ	安全管理の徹底.....	20
ウ	緊急事態への備えと避難訓練.....	20
8.	事故防止のための対策に関する提言.....	21
9.	認可外保育施設制度に関する提言.....	22
	おわりに.....	23
	資料	
	川口市認可外保育施設指導監督要綱.....	27
	認可外保育施設指導監督の指針.....	29
	認可外保育施設指導監督基準.....	49
	川口市保育施設等事故検証委員会設置条例.....	67

はじめに

本報告書は、平成27年9月1日に、市内の認可外保育施設において、生後3カ月の男児が保育中に心肺停止状態で発見され、翌9月2日に死亡するという大変痛ましい事故が発生し、市としても本件事故の重大性を重く受け止めるとともに、男児の保護者からの第三者による事故検証委員会を設置してほしいという申入れも踏まえて設置された「川口市保育施設等事故検証委員会」において作成したものである。

本委員会では、亡くなられた男児の保護者の「事故の発生経過を通して、事故の原因及び背景等の究明及び重大事故の再発防止のため、各種支援の施策や指導監督に役立てて欲しい」という願いを念頭に、検証にあたった。

本検証の結果により、同様の事故が二度と起きることのない安全・安心な保育が行われるよう委員一同強く願っている。

平成29年2月

川口市保育施設等事故検証委員会
委員長 岩谷 彰

検証にあたっての基本的な考え方

本委員会の目的については、司法的な観点に基づき死亡原因を特定し、事故の責任追及を行うことではなく、事故に至る経過に関して客観的に検証を行い、「なぜ起きたのか」というその背景にあった原因の究明と「今後どうしたら再発を防止できるのか」という事故防止策を提起することとした。

以上を踏まえ、本委員会では提供された様々な情報をもとに、事故の背景に関して公正・中立な観点で検証を行い、その内容を総合的に判断するとともに、今後の再発防止に向けた具体的な方策について考察を行った。

1. 事故の概要と検証の観点

本件は、平成27年9月1日、12時14分^(※)頃、市内の認可外保育施設（以下「本施設」という。）において、当日11時頃に初登園した生後3カ月の男児（以下「A君」という。）が、保育中にうつぶせで心肺停止状態となっているところを保育士に発見され、応急措置を施された後に、市内の医療機関に救急搬送されたが、翌9月2日に死亡が確認された事案である。

本委員会では、本件事故の経過及び背景的な要因について検証を行う中で、死亡原因の特定にも努めたが、客観的な証拠に限られるなどの要因から特定には至らなかった。そのため、得られた資料を分析するとともに、関係者や有識者からの聞き取り、意見聴取を行うことにより、事故発生の背景について検証を行った。

^(※) 時刻の表記は24時間表記

2. 事故検証の経過

(1) 委員会設置の経緯

平成28年5月にA君の両親から川口市長に対して提出された検証委員会設置の申入書を受け、本件事故を公正中立かつ客観的に検証し、事故の原因及びその背景の究明と今後の再発防止策に関する提言を行うことを目的に、平成28年7月に、川口市保育施設等事故検証委員会（以下「本委員会」という。）が設置された。

なお、埼玉県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例に基づき、平成14年4月1日付けで認可外保育施設に関わる調査等権限について、埼玉県から川口市へ権限移譲されていることから、本委員会を川口市にて設置した。

(2) 委員の構成

委員長	岩谷 彰	弁護士	岩谷水島谷川法律事務所
委員 (五十音順)	小川 房子	学識経験者	川口短期大学准教授
	剣持 浩	教育・保育経験者	埼玉県保育協議会会長
	嶋根 務	教育・保育経験者	川口しらぎく幼稚園理事長
	本田 利博	医師	本田小児科クリニック院長

(3) 委員会開催状況

開催回	開催日	議事内容等
第1回	平成28年7月13日(水)	① 委員委嘱（委員長選任） ② 会議及び議事録の公開について ③ 事故発生状況報告について （事故発生状況、市の監査・指導内容等） ④ 今後の委員会の進め方について
第2回	平成28年8月4日(木)	① 事故現場視察 ② 施設長・保育士へのヒアリング ③ 現場視察後の意見交換
第3回	平成28年8月31日(水)	① 両親ヒアリング （成育状況、事故当日の健康状態、事故発生数日前の健康状態等） ② 意見交換 （ア）「認可外保育施設指導監督の指針」及び「指導監督基準」について （イ）保育士配置基準について ③ 事故前後の指導事項について
第4回	平成28年10月6日(木)	① 意見交換 （ア）事故原因の究明について
第5回	平成28年10月19日(水)	① 参考意見聴取 ② 意見交換 （ア）事故原因の究明について（前回継続）
第6回	平成28年11月4日(金)	① 意見交換 （ア）再発防止策について
第7回	平成28年12月1日(木)	① 意見交換 （ア）委員会報告について
第8回	平成29年1月12日(木)	① 意見交換 （ア）委員会報告書とりまとめ

※各会議の進め方としては、原則公開としたが、個人情報保護の観点から、個人情報にかかる内容については、非公開とした。

(4) ヒアリング調査の実施

ア 調査目的

施設長・(※) 保育士・保育従事者、A君の両親にヒアリング、また専門知識を持つ小児科医に参考意見を聴取し、事故を取り巻く環境的要素や、身体的要素等の把握をすることを目的として実施した。

(※)保育士とは保育士有資格者、保育従事者とはそれ以外の者

イ ヒアリング、参考意見聴取の調査内容

実施日	対象	調査内容
平成28年8月4日 (第2回委員会)	本施設 施設長等 (ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none">施設の管理体制について保育提供体制について当日の保育状況について
平成28年8月31日 (第3回委員会)	A君の両親 (ヒアリング)	<ul style="list-style-type: none">妊娠・出産の状況について出生からの発達状況について当日の状況について喫煙の状況について本施設にA君を預けた経緯について
平成28年10月19日 (第5回委員会)	有識者 小児科医 (参考意見聴取)	<ul style="list-style-type: none">乳幼児の突然死についてSIDSについて低酸素脳症についてA君死因についての見解

(5) 現地調査等の実施

実施日	対象	調査項目
平成28年8月4日 (第2回委員会)	本施設	<ul style="list-style-type: none">施設設備状況調査事故発生時と同等品のベビーベッド検証調査等保育状況調査

(6) 資料等の収集・精査

ア A君の保護者からの提供資料

資料1	母子手帳
資料2	A君の発達状況を表す写真
資料3	消防の救急活動記録
資料4	園児台帳
資料5	川口市作成の時系列表
資料6	本施設保育士等作成の状況説明書
資料7	入院診療計画書
資料8	保育施設との事故検証協議記録書
資料9	陳述書

イ 川口市からの提供資料

資料1	事故発生状況報告書
資料2	川口市認可外保育施設指導監督要綱
資料3	認可外保育施設指導監督の指針
資料4	認可外保育施設指導監督基準

3. 本件の概要等

(1) 本施設の概要

平成 27 年 4 月 1 日現在

保育所種別	認可外保育施設
事業内容	ベビーホテル（24時間）
事業開始年月日	平成9年
保育士等配置数	施設長1人、 保育士5人、保育従事者9人
定員	0歳児3人、1歳～5歳児27人、合計30人
施設設備	保育室66㎡、調理室4.1㎡、 その他41.16㎡ 合計 111.26㎡

(2) 勤務体制（本施設提出書類に基づき作成）

保育士等の人数は14人、うち保育士の人数は5人、保育従事者の人数は9人である。

また、本件の日と同様の火曜日の勤務表は、以下のとおりである。

勤務表(火曜日)

職員名	勤務時間	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00	24:00	
保育従事者 (保育士資格あり)	先生 6:30 ~ 15:00								■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■								
	先生 ~																										
	先生 9:00 ~ 17:00										■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	先生 ~																										
	先生 17:00 ~ 22:00																					■	■	■	■	■	■
保育従事者 (保育士資格なし)	先生 0:00 ~ 6:30 22:00 ~ 24:00	■	■	■	■	■	■	■																			■
	先生 15:00 ~ 22:00																										
	先生 ~																										
	先生 7:00 ~ 15:00									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	先生 22:00 ~ 24:00																										■
	先生 10:00 ~ 13:00											■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■
	先生 13:00 ~ 21:00																										
	先生 ~																										
園長 0:00 ~ 7:00	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※保育士等の配置基準は満たしていた。また、給食調理員は採用されておらず、保育士等が交替で調理にあたっていた。

(3) 登園児の状況 (本施設聞き取りにより作成)

事故発生時の登園児数

年齢	人数
0歳児	4人
1歳児	9人
2歳児	5人
3歳児	2人
4歳児	1人
5歳児	0人
計	21人

(4) 気象状況

川口市の気象状況 (気象庁観測)

平成27年9月1日 12:00

天候くもり 気温24.1℃ 湿度92% 南東の風1.9m/s

(5) A君に関する情報 (おもに保護者ヒアリングより)

項目	情報
年齢	3カ月21日 (事故発生当時)
性別	男児
出生の状態	予定日より二週間ほど早く38週4日に頭位正常分娩で出生 身長50.5cm、体重3,042g、頭囲31.0cm、 胸囲31.0cm
1カ月児健康診査の記録	・身長52.0cm、体重4,606g、頭囲38.5cm、 胸囲38.5cm ・栄養状態 良 ・栄養法 母乳と人口乳の混合 ・3カ月検診未実施 ※以後、検診等の記録なし ※大きな病気もなく健康であったとのこと
登園前の状況	7時頃にミルク140ml、登園直前の10時30分頃に ミルク20mlを授乳。11時頃に本施設へ初登園した
特記事項	・3カ月を過ぎた8月上旬から寝返りをし始めた ・A君の父は喫煙者だったが、A君に副流煙の害が及ばない よう、ベランダ等で喫煙していた

(6) 当日の保育状況

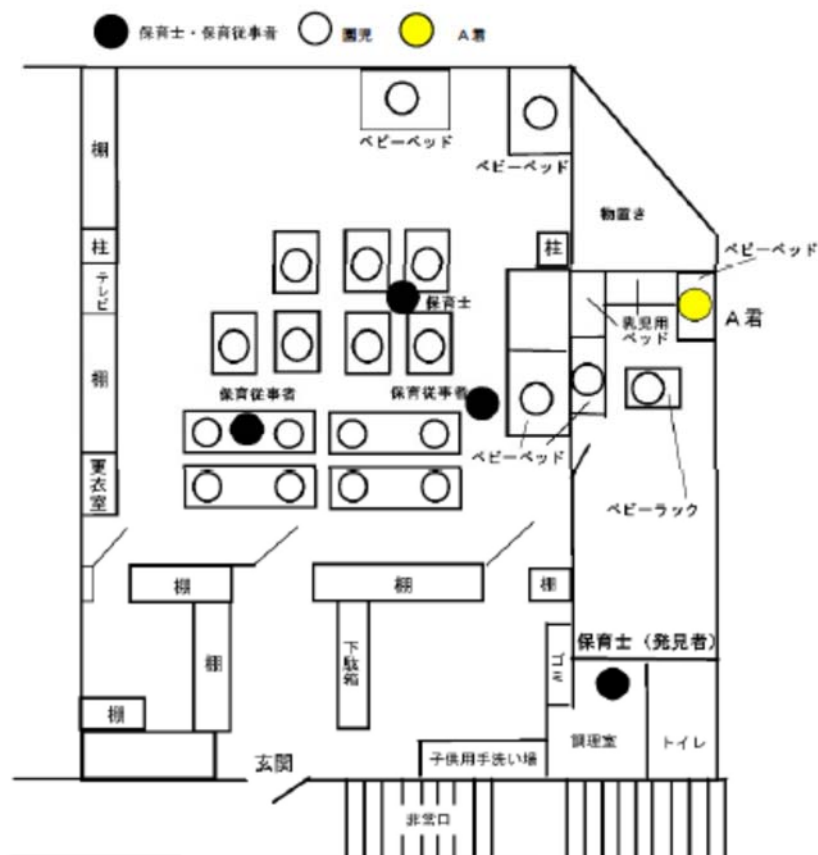
ア 登園からの事実経過

時刻	状況等
平成27年9月1日 11時00分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者（母）に連れられ、姉（当時1才10ヵ月）と一緒に初登園 ・保育士が抱いて受け入れた際、A君の顔色、体温等に異常は感じられなかった ・保育従事者は目の届く位置にあるベビーベッドにA君を寝かせた ・以降A君は泣き続けている状態であった ・他の児童の昼食時間であったため、以後、保育従事者は食事介助に従事した
11時30分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・他の児童の昼食が始まり、保育士・保育従事者は食事の世話や片づけをしながら、A君がうつぶせになっていることに気づく度に、仰向けに戻っていた ・他の児童については、保育従事者1人の介助により、遊戯室（同室内での区画）にて昼寝の準備中であった
12時05分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・うつぶせになっているA君を保育士が仰向けに戻した
12時14分頃	<ul style="list-style-type: none"> ・うつぶせで顔が真下を向いており、呼吸をしていないA君を保育士が発見した
12時16分	<ul style="list-style-type: none"> ・救急要請と同時に心肺蘇生処置を開始した ・救急隊が到着するまでの間、救急の指示により心肺蘇生処置を継続した
12時24分	<ul style="list-style-type: none"> ・救急隊到着
12時29分	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関へ向かう
12時38分	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関到着

※時刻については聞き取り等によるものを記載。また記載順は、原則として時間的な前後関係を示しているが、必ずしもすべての順序が明確ではないことから、一部は前後していた可能性がある。

イ 事故発生時の位置関係図

(本施設への聞き取りにより作成)



ウ A君を受け入れた時の状況 (本施設への聞き取りにより作成)

- (ア) 11時から19時までの月極保育契約（姉も同様の保育契約）であった。
- (イ) 事故当日が初めての登園日で、11時頃に登園した。
- (ウ) 保育士が母親に入園申込書を渡し、迎えの時に提出するよう伝えた。
- (エ) 母親からは、「10時30分頃にミルクを飲ませたが20m1程しか飲まなかった。12時に140m1飲ませてほしい」と伝えられた。
- (オ) A君を預かった際、検温は行わず、健康状態の聞き取りもしなかった。

4. 本施設における事故発生後の対応

(1) 事故への対応 (本施設への聞き取りにより作成)

12時14分頃に心肺停止状態のA君を発見し、ただちに消防に救急要請の電話連絡をするとともに心肺蘇生処置を行った。

12時24分に救急隊が到着するまでの間も、消防の電話による指示のもと処置を継続した。

12時29分に医療機関へ搬送される際は、保育士1人が付き添った。

また、保育士等で連携をとり、救急対応にあたる者、A君以外の子どもの保育にあたる者等役割を分担し、対応した。

施設長については、事故発生時は不在であった。

(2) 保護者に対しての連絡状況

両親の連絡先を把握しておらず、両親への事故発生連絡は本施設から連絡を受けた市が行った。

(3) 関係機関への対応

12時45分に消防より市に電話連絡があり、13時51分に市から本施設に問い合わせた。

また、消防より電話連絡を受けた警察が本施設に対して現場検証を行った。

5. 市における事故後の対応

(1) 事故発生からの対応

日時	市の対応	備考
平成27年9月1日 12時45分	消防局より電話連絡	・本施設から救急要請があったこと、 A君は心肺停止状態であり、市内医療機関に搬送されたことが伝えられる
13時10分頃	警察署より電話連絡	・捜査の協力依頼 ・資料提供依頼
13時51分頃	本施設へ電話連絡	・事故当時の状況確認 ・他の児童に対する保育体制の確認
14時10分頃	埼玉県へ電話連絡	・事故発生の連絡
14時40分頃	警察署より電話連絡	・本施設の概要についての確認
15時35分頃	本施設へ電話連絡	・事故後の状況確認
16時10分頃	警察署員が来庁	・事故について聞き取り ・資料提供
19時35分頃	本施設への立入調査	・事故発生時、従事していた保育士1人と保育従事者1人からの事故発生状況の聞き取り
21時00分頃	埼玉県へ電話連絡	・立入調査結果(聞き取り内容)の報告
平成27年9月2日 12時50分頃	埼玉県へ電話連絡	・立入調査結果の報告 ・現在の状況報告
13時30分頃	本施設への立入調査	・施設長・保育士等から事故発生時やその後の対応について聞き取り ・事故当日の聞き取り内容の再確認
18時30分頃	埼玉県及び消費者庁へメール送信	・事故報告書(第一報)を送信
平成27年9月3日 11時30分頃	消費者庁より電話連絡	・今回の事故に関しては公表の対象になることが伝えられる
17時45分頃	本施設へ電話連絡	・状況確認
平成27年9月7日 11時50分頃	A君両親への電話連絡	・消費者庁の意向説明 ・状況報告
13時30分頃	本施設より電話連絡	・状況報告
16時40分頃	消費者庁よりメール受信	・公表に関すること
平成27年9月8日 15時45分頃	A君両親への電話連絡	・消費者庁の対応説明

(2) 立入調査

日	市の対応	詳細
平成 27 年 9 月 1 日 (火)	1 回目立入調査 の実施 (状況確認)	・事故発生時の状況や発生後の対応について聞き取り
9 月 2 日 (水)	2 回目立入調査 の実施 (状況確認)	・前日の調査結果の再確認や発生後の対応についての 聞き取り
9 月 18 日 (金)	立入調査結果を 本施設に通知し 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 回目及び 2 回目の立入調査に基づき、改善を要する事項について、以下のとおり指導 ①昼食の時間帯に他の児童の世話や給食の後片付けに追われていたとの事から、児童の処遇に支障をきたしていた（通常時の配置人数は満たしている） →すべての乳幼児に対して適正な保育を行なうことが出来る人数とするよう指導 ②泣いている乳児への配慮が欠けていた →保育を実施するうえで配慮すべき事項について改善を図り、保育士等全員に周知徹底するよう指導
9 月 30 日 (水)	改善結果報告書の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②の指導事項の改善結果報告の受領 ①についての改善報告 →0 歳児は預からない。食事の時、1、2 歳児に 3 人、3 歳以上児に 1 人保育士等を配置し、目が行き届くようにする ②についての改善報告 →入園の初日は、保育士等を 1 人増やし担当させ、個別的な対応を図る
10 月 29 日 (木)	3 回目立入調査 の実施 (抜き打ち調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①、②の改善報告の確認及び配置状況等の確認 →別途改善を要する事項を確認したため、調査を実施
11 月 5 日 (木)	立入調査結果を 本施設に通知し 指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3 回目の立入調査時、確認された改善を要する事項についての指導 ③保育に従事する者の数が一時的（13～15 時）に不足→指導監督基準を満たす配置となるよう指導 ④睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態について細やかな観察がされていない。→プレスチェックシートの活用を指導

11月17日(火)	改善結果報告書の受領	<ul style="list-style-type: none"> ・③、④の指導事項に関する改善結果報告を受ける ③についての改善報告 →13時～15時に2人を補充する。 ④についての改善報告 →プレスチェックシートを活用する。
12月4日(金)	4回目立入調査の実施 (抜き打ち調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・③、④の改善報告の確認 →改善を確認。指導事項なし。
平成28年 4月18日(月)	5回目立入調査の実施 (抜き打ち調査)	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の状況確認 →指導事項なし

6. 本件の背景に関する分析

(1) 保育に関する分析

ア 受入体制に関する分析

- (ア) 事前面接において、緊急事態の連絡先、かかりつけの医者、健康状態と既往症、食物アレルギー等の子どもの情報を保護者と保育施設で共有することが大切であるが、本施設において、そういった情報の共有をしていることが確認できなかった。
- (イ) 当日の受入時において、その日の子どもの状況、ミルクを飲んだ時間、体調、体温、顔色や表情、前日の就寝時間を聞き取ることが必要であるが、本施設は連絡票がなく、保護者からの聞き取りがされていなかった。
- (ウ) 受入時間について、A君を受け入れた11時は、昼食の準備等で保育施設が1日の中でも特に忙しい時間であり、児童を受け入れる時間としては、適切ではなかったと考えられる。

イ 保育のあり方に関する分析

- (ア) 泣き続けているA君を、ベッドに寝かせたままで、仰向けに体勢を整える以外の対応をしていなかった。本来は、認可外保育施設指導監督基準にのっとり、抱いてあやすなどの対応が必要であった。

ウ 保育士間での情報共有に関する分析

- (ア) A君を受け入れた際、保護者から「10時30分頃にミルクを20ml程しか飲まなかった。12時に140ml飲ませてほしい」と言われていたが、飲ませていなかった。A君が泣き続けていたことから、空腹だった可能性が考えられる。A君の受け入れと、保育にあたった保育士等の情報が、十分に共有されていなかった可能性が考えられる。

エ 業務の優先順位に関する分析

- (ア) 本施設は、給食調理員がいないため、保育士等が給食の調理や準備を行うこととなる。その場合には業務の優先順位の適確な判断を

必要とされるが、本件発生時の判断は、最適ではなかったと考えられる。

- (イ) A君を誰も見ていない時間があったが、本施設では歳児ごとの担任を設けていないことから、誰かが見ているだろうという、他律的な保育が行われていた可能性があった。

オ 生活環境の整備に関する分析

- (ア) A君が寝ていたベビーベッドの位置が、大きな窓のすぐ近くであったこと、カーテンも遮光カーテンではなかったことから、体温調整が上手くできない乳児に対する環境の整備が十分とは言えなかったと考えられる。

(2) 施設運営に関すること

ア 保育指導者に関する分析

本施設の施設長は、保育士資格を持っておらず、保育士等は保育士資格を持っている者もいるが、全員が非正規雇用の保育士等であった。

そのこと自体は保育士等の配置基準にふれるものではないが、保育指導を行う主たる立場の者が確立されていなかった可能性がある。

イ 災害時の危機管理意識に関する分析

本施設からの聞き取りにより、災害等の緊急時は近隣の施設の協力を前提にしていることがわかった。また、乳幼児の避難時に有効なおんぶ紐もなく緊急時の危機管理意識に関しては決して十分であったとは考えられない。

(3) 総括

今回の検証により、事故の背景にあった原因の分析を行った結果、本施設において、保育の質が十分に確保されているとは言えない状況もあった。しかし、本施設は認可外保育施設として国や自治体からの補助を全く受けずに施設を運営しており、十分な環境整備を図ることが難しいという部分も否定できない。

保育の質を高めていくには、運営費に対する補助など行政からの支援が必要ではないかと考える。また、認可外保育施設の保育士等に対する研修を充実させ、個々のスキルアップを図ることも大切なことであると同時に、必要とされている以上、本施設のような24時間体制の保育施設の認可化に向けたしくみづくりも必要であると考えます。

今回委員会から指摘した事項のうち、国の指導監督基準ではここまで求められていないものもある。しかし、保育の安全性、保育の質を高めていくには必要なことと考えるため、この基準は今後見直していく必要があると考える。

7. 再発防止策

本件事故については、客観的な証拠が少なく、直接的な死亡原因を究明するには至らなかったが、得られた資料や様々な関係者や知識人からの聞き取り、意見聴取を行い、事故発生の背景的要因について検証にあたったものである。

(1) 児童の健康状況並びに発育及び発達状況の把握

ア 健康状況の把握

保育にあたっては、子どもたち一人一人の心身の状況把握が欠かせない。また、個々の状態の把握は定期的な健康診断の実施と、子どもの様子のきめ細やかな観察、受入時の保護者との紙媒体による情報把握が重要になる。

一人一人の子どもに対する正確な理解を持つと、機嫌、食欲、表情、遊びの様子などを通し平常とは異なった様子を速やかに見つけ出す事が可能となり、その保育士等の姿勢が子どもの健康を守っていくのである。

本件事故においては、受入れ時、保護者からの聞き取りも少なく、A君の健康状況の把握がされていなかったと考えられる。保育施設にはより細かい情報交換と状況把握を促す必要がある。そのためにも、乳児の受入時や初回受入時のマニュアルを作成する等、子どもの健康を守る必要がある。

イ 発育・発達状況の把握

乳幼児期は発育や発達が顕著な時期であり、定期的な計測や日常的な観察により把握することが求められる。子どもの発育・発達は個人差が著しいが、保育士等として多くの知識と経験を得る中で、その月齢に見合った成長を把握し、個々に応じた保育をすることが可能になる。

A君は月齢から考えて、他児より身体的発達が速いことが認められた。保育士等は、身体的発達状況を正確に把握し、寝返りができるA君をより細やかに見守る必要があったと考えられる。

(2) 環境構成及び安全管理

ア 環境構成への配慮

施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、子どもの生活にとって重大であり、心身ともに未熟な乳幼児にとっては時に生命にも関わる要素となる。

A君の場合、9月上旬、外気の影響を受けやすい窓際に置かれたベッドで長時間泣き続けている。体感温度や湿度、採光などの自然環境がA君にどう影響を与えるのかといった、室内の温度、湿度、換気、採光に配慮することはもちろん、生活空間の配置等にも気を配り保育環境を構成していくことが求められる。

イ 安全管理の徹底

保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、保育所内外の点検に努め、安全対策のために保育士等の共通理解や体制作りをすることが求められる。

安全点検表等を利用し、施設設備、遊具、玩具、園庭等を定期的に点検し、常に保育環境の安全に努める必要がある。また、日常的に利用する散歩の経路や公園等についても、異常や危険性がないかを常に確認する配慮が必要である。

本施設においては、児童や保育士等の健康診断を行っていない事、調理に携わる保育士等の検便を実施していないことから、保育施設の安全管理を徹底して行うことができていなかったという点が否定できない。子どもの命を預かる重要性を再認識し、専門性を持って保育に携わることが必要である。

ウ 緊急事態への備えと避難訓練

災害発生や緊急事態に備え、マニュアル等を作成し、その周知徹底を図ると共に定期的な避難訓練の実施等が求められる。万が一緊急事態が発生した場合は、必要に応じて迅速に救急蘇生を行うと共に、緊急度に応じて救急車の手配、保護者及び関係機関等への連絡を行わなければならない。

本施設では緊急避難計画においても近隣事業者の手助け等で補おうという認識の甘さが見受けられる。それは、子どもの命を預かる保育事業者としての責任ある緊急避難計画とは言いがたく、また、保護者の連絡先を把握していなかった点においても、認識の甘さが感じられる。

今後は、より実践的な救急救命講習受講や避難訓練の実施を必須とし、保育士等の意識改善と技術向上を図る必要があると考えられる。

8. 事故防止のための対策に関する提言

提言1 保育施設事故防止マニュアルの作成

保育所等での事故防止にあたり、乳児期は成長が著しい時期であるとともに、重大な事故に繋がるリスクも高まる時期である。保育士等が乳児の安全と健康を守れるよう、うつぶせ寝の防止徹底など事故防止に資するマニュアルを市が作成し指導を徹底すること。

提言2 保育士・保育従事者研修の充実

保育士及び保育従事者の専門性をより高め、子どもの最善の利益を尊重した保育が継続して行われるよう、事業者は責任をもって職員研修の充実を図ること。その実現のため市は事業者に対し、必要な指導を行うこと。

また、あわせて市は主催する研修の内容を充実させること。

提言3 緊急連絡体制の整備

緊急時に適切な判断や対応を行うには、医療機関、施設長を中心とした関係者間の連携や協力とともに、保護者への速やかな連絡体制の確保が重要であることから、市は事業者に対し、全ての保育施設における緊急連絡体制を整備するよう指導すること。

提言4 乳幼児用呼吸モニターを設置支援

保育士等が子どもに目を配るなどの人的なケアに加え、より安全な保育の確保のため、各施設における乳幼児用呼吸モニターの設置を市が補助すること。

9. 認可外保育施設制度に関する提言

提言1 保育士配置基準の見直し

安全・安心な保育体制を確保するため、国が定める保育士配置基準について、乳児を中心に基準の見直しを国に求めること。

提言2 認可外保育施設の運営体制強化支援策の創設

認可外保育施設の運営体制の強化に向けて、人員等の充実を支援するための制度を、市が創設すること。

提言3 認可外保育施設の指導監督基準の具体化

認可外保育施設の設備や運営に関して定めている指導監督基準は、全体的に抽象的であるため、施設側が指導監督基準を理解し、遵守しやすいよう、市がマニュアル等により基準を具体化し、各認可外保育施設へ周知すること。

おわりに

本委員会は、本報告書において、事実関係をできる限り明らかにするとともに、本件事故の背景を分析した上で、再発防止策に資する提言を行った。

保育施設とは、未来を担う子どもたち一人一人の心身が守られるべき場であり、日々の保育においては、子どもの利益が最優先されるべき場でなければならない。

保育に携わる全ての人、そして行政が子どもの命の尊さを再確認し、子どもの最善の利益を守ることができる保育に向けて取り組むことを心から念願するものである。

川口市保育施設等事故検証委員会
委員長 岩谷 彰

資 料

川口市認可外保育施設指導監督要綱

第1条 目的

この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条に基づく認可外保育施設に対する指導監督の実施に必要な手続き等を定め、その円滑な運用に資することを目的とする。

第2条 定義

この要綱において、認可外保育施設とは、法第39条に規定する業務を目的とする施設であり、法第35条第4項の認可を受けていないものをいう。

第3条 指導監督の対象

認可外保育施設に対する指導監督は、本市において保育施設として開設し、特に施設整備又は施設運営に要する経費について公的支出がおこなわれていないものを重点対象として行う。

第4条 実施機関

認可外保育施設に対する指導監督は、川口市子ども部において実施する。

第5条 指導監督の実施

1 把握・届出指導

認可外保育施設の把握は、平成14年12月25日付け雇児発1225009号厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知（以下「通知」という。）第1の4により行うものとし、認可外保育施設開設の相談及び設置について情報を得た場合は、別紙様式2および3により事前に指導し、設置した場合は別紙様式1により届出をおこなうものとする。

2 過料事件通知

保育施設設置者に対し、届出指導に従わず届出がされない場合は、児童福祉法第59条の21項に違反するものとし、別紙様式4により管轄の裁判所に通知する。

3 報告徴収

認可外保育施設に対する報告徴収は、通知の第2の2により行うものとし、通常の報告徴収については、文書（別紙様式5）により行うものとする。ただし、必要と認められる場合においては、この様式によらないで行うことができる。

4 事故等が生じた場合の報告及び長期滞在児がいる場合の報告は、それぞれ様式6、様式7により受理する。

5 届出事項のうち、厚生労働省令で定める事項に変更が生じた場合及び施設を廃止し、又は休止した場合の報告は、様式8、様式9により受理する。

6 立入調査

立入調査実施においては、第3条に定めるすべての施設を対象とし、届出の対象外とされている施設についても行うものとする。ただし次に掲げるものは除く。

- (1) 親族間の預かり合い
- (2) 半年を限度として臨時に設置される施設
- (3) 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

7 運営状況の公表

立入調査の結果および認可外保育施設の運営状況について住民より開示請求があった場合、その状況について公表することができる。

第6条 改善指導

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要がある認可外保育施設については、通知第3の2に基づき、文書により改善指導をおこなう。ただし緊急の必要のある重大な事項については、文書による改善指導をおこなうことなく、改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置をとることができるものとする。

第7条 改善勧告

文書による改善指導における報告期限後、概ね1ヶ月以内に改善されない場合は、通知第3の3に基づき、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示したうえ、改善勧告を文書により通知する。また、公表にあたっては、事前に弁明の機会を付与するものとする。

第8条 事業停止命令又は施設閉鎖命令

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われない場合であり、かつ、改善の見通しがないと認められる場合は、通知第4の2の(1)から(3)に基づき、施設の弁明の機会を付与し、また、川口市社会福祉保健審議会の意見を聴き、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると判断した場合は、事業停止又は施設閉鎖を命ずるものとする。

第9条 雑則

- 1 この要綱に定めるほか、必要な事項については、「通知」の定めに準じる。
- 2 第5条から第8条において定める様式のほか、認可外保育施設の設置者又は管理者に対しての文書による通知等については、「通知」を基に随時作成するものとする。

附 則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

第1 総則

1 この指針の目的及び趣旨

この指針は、児童福祉法（以下「法」という。）等に基づき、認可外保育施設について、適正な保育内容及び保育環境が確保されているか否かを確認し、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令等を行う際の手順、留意点等を定めるものであること。

なお、本指針は、児童の安全確保等の観点から、劣悪な施設を排除するためのものであり、別添の認可外保育施設指導監督基準（以下「指導監督基準」という。）を満たす認可外保育施設についても児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。）を満たすことが望ましいものであること。

2 この指針の対象となる施設

この指針の対象となる施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないものをいい、法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消された施設を含むものであり、法第59条の2により届出が義務づけられている施設に限られるものでないこと。（法第59条第1項参照）

（留意事項1）幼稚園が行う預かり保育の取扱い

幼稚園が、在園児に対し、教育課程に係る教育時間の終了後に幼稚園教育要領に基づき教育活動を行う活動について、法第6条の3第7項に基づく一時預かり事業を実施している場合については、児童福祉法等に則り適正に実施されることが求められる。

また、3歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、法第39条第1項に規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超える活動については、法の対象となるが、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として指導を行うものである。

(留意事項2) 教育を目的とする施設の取扱い

幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設（法第6条の3第11項の業務を目的とする施設を除く。）については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(留意事項3) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の取扱い

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の取扱いについては、保育を必要とする乳幼児の居宅で保育を行う事業形態の特殊性にかんがみ、他の事業類型と比較して、より短時間の預かりサービスも含め、本指針の対象となる。

3 指導監督の事項及び方法

(1) 指導監督の事項

指導監督は、指導監督基準に基づき、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、行うものであること。ただし、1日に保育する乳幼児が5人以下である小規模な施設であって、都道府県知事、政令指定都市市長又は中核市市長が必要と認めた場合は、指導監督基準の一部を適用しないことができること。

(留意事項4) 認可外保育施設については、児童福祉法の他、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令に基づく指導監督が行われており、これらの法令の遵守も別途、求められていることにも留意すること。

(2) 指導監督の方法

指導監督は、第2から第6までに定めるところに従って、行うものであること。

4 認可外保育施設の把握

(1) 認可外保育施設の把握

認可外保育施設については、届出の提出を待つだけでなく、管内市区町村の協力を得て、その速やかな把握に努めること。また、消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を職務上把握し得る部局との連携や地域の

児童委員を活用することも、その把握のために有効であること。

(留意事項5) 市区町村との協力の例

- ・届出、定期報告の受付、内容確認の依頼
- ・市町村が助成している認可外保育施設の指導監督の状況についての都道府県への情報提供。

(参照条文) 児童福祉法第59条の2の6

都道府県知事は、第59条、第59条の2及び前条に規定する事務の執行及び権限の行使に関し、市町村長に対し、必要な協力を求めることができる。

(留意事項6) 消防部局、衛生部局等の認可外保育施設を把握し得る部局等との連携の趣旨

都道府県、保健所を設置する市及び特別区においては、食品衛生法第30条第1項に規定する食品衛生監視員が置かれており、同監視員は、同法第28条第1項に基づき、不特定又は多数の者に食品を供与する施設(認可外保育施設を含む。)の関係者からの必要な報告の徴収及び施設への立入検査の権限が与えられており、また、消防機関も、消防法第4条に基づき、関係者(認可外保育施設の関係者を含む。)に対する資料の提出命令、報告の徴収、施設への立入検査及び関係者への質問の権限が与えられている。

これらの機関との連携を図ることは、効果的な指導監督の実施の観点から有効であること。

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

認可外保育施設の開設について、設置予定者等から相談があった場合や、設置について情報を得た場合には、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を説明するとともに、児童福祉法等関係法令及び指導監督基準の遵守を求めること。また、当該認可外保育施設が届出対象施設に該当する場合は、法令に定める届出を行うよう指導すること。

様式1及び様式2参照

(留意事項7) 届出制の意義

行政が認可外保育施設の把握を効率的に行い、指導監督の徹底を図るとともに、利用者に施設の情報を適正に伝え、利用者の適切な施設選択を担保することで、利用者の施設選択を通じた悪質な認可外保育施設の排除を図る。

(留意事項8) 届出対象施設

届出の対象となる認可外保育施設は、法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設（少数の乳児又は幼児を対象とする施設その他の厚生労働省令で定めるものを除く）であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）とする。（法第59条の2第1項参照）

届出対象施設は法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設は届出の対象外とされているが、これらの施設についても法第59条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第49条の2）。

- ① 1日に保育する乳幼児が5人以下の施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。
（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。以下②～⑤も同じ。）
（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として1日6人以上の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。以下②～⑤も同じ。）
- ② 事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けて保育を実施する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の監護する乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。
- ③ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主団体からの委託を受けてその構成員である事業主の雇用する労働者の監護する乳幼児の保育を実施する施設にあつて、当該構成員の監護する乳幼児を除き、1日に保育する児童が5人以下であるもの。
- ④ 施行規則第1条の32の2第1項に規定する組合等（以下④において「組合等」という。）がその構成員の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は組合等から委託を受けて当該組合等の構成員の監護する乳幼児を保育する施設にあつて、当該顧客の監護する乳幼児を除

き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

- ⑤店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の監護する乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の監護する乳幼児を保育する施設であって、当該顧客の乳幼児を除き、1日に保育する乳幼児が5人以下であるもの。

(例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。)

- ⑥親族間の預かり合い（設置者の四親等内の親族を対象）

- ⑦半年を限度として臨時に設置される施設（例：イベント付置施設等）

- ⑧幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）

(留意事項9) 届出事項（施行規則第49条の3）

- ・施設の名称及び所在地（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・事業を開始した年月日
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容（サービスの内容の例：月極保育、一時保育、24時間保育等）
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項（利用料のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金についても届出が必要。）
- ・届出年月日の前日において保育している乳幼児の人数（一時預かりの乳幼児も含む）
- ・利用定員
- ・届出年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数（当該施設の保育士その他の職員のそれぞれの一日の勤務延べ時間数を8で除して得た数をいう。以下同じ。）及び勤務の体制
- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額（加入の有無、加入している保険の種類（損害賠償保険・傷害保険・その他）、契約期間、給付対象、補償上限額）

- ・提携する医療機関の名称、所在地、提携内容

(3) 届出懈怠施設及び虚偽の届出をした認可外保育施設への措置

届出対象施設であるが、開設後1か月を経過しても届出を行っていない施設を把握した場合には、文書により期限を付して届出を行うよう求めること。期限が過ぎても届出がない場合には、非訟事件手続法に基づき、過料事件の手続きを行うこと。

また、届け出た事項が指導監督により虚偽の届出であることが判明した場合についても同様であること。

様式3及び様式4参照

(参照条文) 児童福祉法第62条の4

第59条の2第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、50万円以下の過料に処する。

(留意事項10) 過料事件の手続

過料事件の手続きについては、非訟事件手続法第119条～第122条による。

管轄となる、過料に処せられる者の住所地の地方裁判所に過料の対象となることを都道府県等が通知することとなる。

(4) 市町村に対する届出事項の通知

認可外保育施設から届け出があったとき又は届出事項に変更があったとき又は当該施設が休廃止した場合は、当該届け出に係る事項を、当該施設の所在地の市町村長に速やかに通知すること。(児童福祉法第59条の2第3項参照)

第2 通常指導監督

1 通則

通常指導監督は、報告徴収及び立入調査により行うこと。

指導監督に当たっては、児童福祉法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、保育内容、保育環境等に問題があると認められる又は推定されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、児童福祉法に基づき厳正に対処すること。

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象

全ての認可外保育施設の設置者又は管理者に対して、運営状況の報告

を、年1回以上、文書により、回答期限を付して求めること。その際、次のような場合にも報告するよう併せて指示すること。

様式5参照

① 事故等が生じた場合の報告（臨時の報告）

当該施設の管理下において、死亡事案、重傷事案、食中毒事案等の重大な事故が生じた場合は、速やかに報告させること。

様式6参照

② 長期滞在児がいる場合の報告（長期滞在児の報告）

当該施設に、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいる場合は、当該児童の氏名、住所及び家庭の状況等を速やかに報告させること。

様式7参照

③ 届出事項に変更が生じた場合の報告

届出対象施設については、設置後届け出た事項のうち、省令で定める事項に変更を生じた場合は、変更後1か月以内に報告させること。（児童福祉法第59条の2第2項参照）

様式8参照

④ 事業を廃止し、又は休止した場合の報告

届出対象施設については、当該施設を廃止し、又は、休止した場合は、廃止又は休止の日から1か月以内に報告させること。（児童福祉法第59条の2第2項参照）

様式9参照

(留意事項11) 運営状況報告を徴収することの意義

届出対象施設については、児童福祉法第59条の2の5第1項において、都道府県に対し定期報告を行うことを義務づけられているが、届出対象施設以外の施設についても児童福祉法第59条により、必要と認める事項の報告を求めることができるものであり、認可外保育施設の指導監督を行うにあたって、施設の状況を把握しておくことが必要であることから運営状況報告を徴収するものである。

(留意事項12) 長期滞在児がいるとの報告を受けた場合等の取扱い

認可外保育施設に24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいるとの報告を受けた場合、報告がなくともその事実が判明し

た場合若しくはその疑いが強い場合又は当該認可外保育施設に対して事業停止命令若しくは施設閉鎖命令を行う場合等においては、必要に応じて、児童相談所、福祉事務所、児童家庭支援センター、児童委員等の協力を求め、児童及びその家庭の状況等について必要な調査を行い、必要な福祉の措置を講ずること。この場合、他施設への入所措置等について保護者の理解が得られない場合等であっても、継続的に必要な助言又は指導を行っていくこと。

なお、関連施策は、以下のとおりであること。

- ・ 里親委託、乳児院、児童養護施設等への入所措置（児童福祉法第 27 条）
- ・ 母子生活支援施設等での母子保護の実施（児童福祉法第 23 条）
- ・ 保育所（夜間保育所、長時間延長保育実施保育所等）での保育の実施（法第 24 条）又は認定こども園における教育・保育の提供
- ・ ベビーホテル問題に対応するための乳児院の活用（平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 178 号雇用均等・児童家庭局長通知）
- ・ 子育て支援短期利用事業の活用（平成 7 年 4 月 3 日児発第 374 号児童家庭局長通知）

（留意事項 13）届出事項のうち、変更が生じた場合に報告をしなければならない事項（施行規則第 49 条の 4）

- ・ 施設の名称及び所在地（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設については、主たる事業所の名称及び所在地）
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所

（留意事項 14）定期報告事項（施行規則第 49 条の 7）

- ・ 施設の名称及び所在地（法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設の設置者については、主たる事業所の所在地）
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・ 建物その他の設備の規模及び構造
- ・ 施設の管理者の氏名及び住所
- ・ 開所している時間
- ・ 提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・ 報告年月日の前日において保育している乳幼児の人数
- ・ 利用定員
- ・ 報告年月日の前日において保育に従事している保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制

- ・保育士その他の職員の配置数及び勤務の体制の予定
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・その他施設の管理及び運営に関する事項
- (2) 運営状況報告がない場合の取扱い
 (1)による報告がない場合については、文書により期限を付して求めること。
- (3) 特別の報告徴収の対象
 当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、臨時の報告又は長期滞在児の報告はないがその事実が判明又は強く疑われる場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求めること。
 なお、この際には、必要に応じて3(1)②の特別立入調査の実施を考慮すること。

3 立入調査

(1) 立入調査の対象

① 通常の立入調査の対象

届出対象施設については、年1回以上行うことを原則とすること。届出対象外施設についても、できる限り立入調査を行うよう努力することとし、定期的な立入調査の実施が難しい場合は、市町村の協力を得て、当該施設に訪問するなどして状況を確認すること。

(留意事項 15) 認可外保育施設が多数設置されている地域等における取扱い

認可外保育施設が多数存在し、届出対象施設に対して年1回以上の立入調査を当面行うことができない都道府県等にあつては、対象施設を絞って重点的に指導監督を行うこともやむを得ないこと。また、相当の長期間経営されている認可外保育施設であつて児童の処遇をはじめその運営が優良であるものについては、運営状況報告の徴収は毎年度としつつ立入調査は隔年とする等の取扱いも不適當ではないこと。しかしながら、これらの場合にあつても、ベビーホテルについては、必ず、年1回以上の立入調査を行うこと。

(留意事項 16) ベビーホテルとは、認可外保育施設のうち、次のいずれかを常時運営しているものをいうものであること。ただし、ウの「一時

預かり」については、都道府県等が確認できた日における利用児童のうち一時預かりの児童が半数以上を占めている場合をいうものであること。

- ア 夜8時以降の保育
- イ 宿泊を伴う保育
- ウ 一時預かり

② 特別立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、届出対象施設であるか否かにかかわらず、随時、特別に立入調査を実施すること。

③ 事務所への立入調査

認可外保育施設への立入調査だけでは、運営状況等が十分に把握できない場合は、当該施設の設置者等の事務所に対して立入調査を実施し、必要な報告徴収をすること。（児童福祉法第59条第1項参照）

（留意事項17）事務所に対する立入調査の意義

立入調査については、認可外保育施設への立ち入り及び施設長や保育従事者への聴取を基本とするが、施設側に施設の運営状況等を把握するうえで必要な報告や書類の提出を求めてもこれらがなされない場合や管理者等が質問に対して明確な応答ができない場合においては事務所への立入調査や報告徴収を検討すること。

（参照条文）法第61条の5及び第62条

第61条の5 正当の理由がないのに、第29条の規定による児童委員若しくは児童の福祉に関する事務に従事する職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは児童に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、50万円以下の罰金に処する。

第62条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

一～六 （略）

七 正当の理由がないのに、第59条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(2) 立入調査の手順

① 実施計画の策定

立入調査の実施計画は、届出対象施設であるか否かにかかわらず、問題を有すると考えられる施設について重点的に指導ができるように配慮して策定すること。また、策定に当たっては、必要に応じて、消防部局、衛生部局等と施設リストや既実施の立入調査結果の情報交換を行う等の連携を図ることが望ましいこと。

(留意事項 18) 行政情報の提供について

「行政機関の保有する個人情報に関する法律」第8条第2項においては、他の部局や他の行政機関に対し、業務の遂行に必要な限度において、保有個人情報を利用目的以外の目的のために利用し又は提供することが認められており、この趣旨を踏まえれば、法人情報についても所掌事務の遂行に必要な限度で、他の部局や他の行政機関との間で、認可外保育施設に関する行政情報を交換することは差し支えないと考えられること。

(留意事項 19)以下のいずれかに該当する施設は、「問題を有すると考えられる施設」に該当すると考えられること。

- ・著しく保育従事者数が少ないもの、又は著しく有資格者数が少ないもの
- ・著しく施設が狭隘なもの
- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・著しく低料金又は利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・管理者や保育従事者が都道府県等が開催する研修会等へ参加していないもの
- ・通常の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事実発生に関わらず、臨時の報告又は長期滞在児の報告を怠っているもの
- ・設置後の届出義務、設置者の氏名等の揭示義務、利用者に対する書面交付義務等法令に定める義務の履行を怠っているもの

② 立入調査の指導監督班の編成等

立入調査の指導監督班は、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者2名以上で編成すること。ただし、やむを得ない場合は、知識と経験を有する者を含む2名以上で編成すること。

また、児童の処遇面で問題を有すると考えられる場合は、保育士、児童福祉司、心理判定員、児童指導員、保健師、看護師（准看護師を含む。以下同じ。）、医師等の専門的知識を有する者を加えること。

立入調査により指導監督を行う職員は、身分を証明する証票を携帯すること。また、この証票は、緊急の立入調査等に備え、あらかじめ交付しておくこと。（法第 59 条第 1 項参照）

③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（児童福祉法第 59 条の 2 の 6 参照）

（留意事項 20）市区町村との連携の例

- ・立入調査時に必要に応じ、市区町村保育士、保健師等の同行を求めること。
- ・問題のある施設の継続的な状況の把握及びその指導への協力を求めること。

④ 関係部局との連携

防災上、衛生上の問題等があると考えられる施設については、消防部局、衛生部局等と連携して指導を行うこと。

⑤ 新規把握施設への対応

年度途中に新規に把握された施設については、実施計画に基づく調査とは別に、速やかに立入調査を行うよう努めること。

（留意事項 21）速やかな立入調査ができない場合の処理

新規に把握された施設に優先して立入調査を行うべき施設が多数存在している場合など、速やかな立入調査を行うことができない場合であっても、立入調査に先立つ施設の訪問等を通じて、設置者又は管理者に対して、関係法令等の理解を促す等の措置を速やかに執ること。

⑥ 事前通告

立入調査に当たっては、当該施設における帳票等の準備のために、設置者又は管理者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適切であること。

（留意事項 22）問題を有すると考えられる施設に対する取扱い

留意事項 18 に掲げる「問題を有すると考えられる施設」については、通常の立入調査を実施する場合であっても、事前通告せずに実施することや、事前通告期間を短くするなどの工夫が必要であること。

⑦ 保育従事者及び保護者からの聴取等

立入調査における調査、質問等は、設置者又は管理者に対して行うことを通例とするが、必要に応じて、保育従事者からも事情を聴取すること。施設内での虐待や虚偽報告が疑われる場合等は、利用児童の保護者等から事情を聴取すること。また、施設内での虐待が疑われる場合は、利用児童の様子を確認すること。

⑧ 口頭の助言、指導等

改善指導は文書で行うことを原則としているが、これに先立ち立入調査の際においても、必要と認められる助言、指導等を口頭により行うこと。

⑨ 指導監督結果の検討

立入調査により行った指導監督の結果については、指導監督担当職員の所見や現地における状況等に基づき、施設の問題点を明らかにした上で、これに対する措置を具体的に決定し、速やかに問題点の解消に努めるよう必要な措置を講じること。具体的には、第3から第5までに規定するところによること。

第3 問題を有すると認められる場合の指導監督

1 通則

立入調査の結果、指導監督基準等に照らして改善を求めると認められる場合は、改善指導、改善勧告、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の措置を通じて改善を図ること。

(留意事項 23) 指導監督にあたっては、市区町村や消防部局、衛生部局等の関係部局との連携を図ること。また、施設内で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。

2 改善指導

(1) 改善指導の対象

立入調査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求めると認められる認可外保育施設については、文書により改善指導を行うこと。

(2) 改善指導の手順

① 改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告及び同法第59条第4項に基づく公表等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求めること。また、改善に時間を要する事項については、概ね1か月以内に改善計画の提出を求めること。

様式10 参照

② 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、設置者又は管理者に対する出頭要請や施設又は事務所に対する特別立入調査を行うこと。回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様であること。

3 改善勧告

(1) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、児童福祉法第59条第3項に基づく改善勧告を行うこと。

(2) 改善勧告の手順

① 改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後)概ね1か月以内に、改善されなければ、公表、事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知すること。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求めること。なお、建物の構造等から速やかな改善が不可能と認められる場合は、移転に要する期間を考慮して適切な期限(この期限は、3年以内とすること)を付して移転を勧告すること。

様式11 参照

② 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、

児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

③ 確認

改善勧告を受けた設置者又は管理者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別立入調査を行うこと。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様であること。

また、必要に応じて改善勧告に対する回答の期限内においても、当該施設の状況の確認に努めること。

(3) 利用者に対する周知及び公表

① 利用者に対する周知

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、当該施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する福祉の措置等を講ずる必要があること。

② 公表

改善勧告にもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し、その内容を通知するとともに、公表するよう要請すること。（児童福祉法第 59 条第 4 項及び第 7 項参照）

第 4 事業停止命令又は施設閉鎖命令

(1) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であつて、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、児童福祉審議会の意見を聴き、事業停止又は施設閉鎖を命ずること。（児童福祉法第 59 条第 5 項参照）

(留意事項 24) 「事業停止命令」及び「施設閉鎖命令」の意義

- ・「事業停止命令」は、期限を付して又は条件を付して当該認可外保育施設を運営する事業の停止を命ずる行政処分をいうこと。

- ・「施設閉鎖命令」は、施設の閉鎖を命じることにより、将来にわたり当該認可外保育施設を運営する事業を禁止する行政処分をいうこと。

(留意事項 25) 施設内（保育を必要とする者の居宅で保育を行う場合を含む。）で犯罪があると思料する場合は、警察と連携を図ること。この場合にあっても、利用者や地域住民を保護するための周知及び公表等は、引き続き行うこと。

(2) 事業停止命令又は施設閉鎖命令の手順

① 関係機関との調整

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、児童相談所、近隣市区町村、近隣児童福祉施設等の関係機関との間で、当該施設が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図ること。

② 弁明の機会の付与

事業停止命令又は施設閉鎖命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与すること。

様式 12 参照

(留意事項 26) 弁明の機会の付与は、行政手続法第 29 条から第 31 条までに定めるところにより、当該施設の設置者又は管理者に対し、次の事項を書面によって通知して行うこと。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

③ 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴くこと。

④ 事業停止命令又は施設閉鎖命令の発令

児童福祉審議会の意見を聴き速やかに判断した上で、文書により事業停止又は施設閉鎖を命ずること。通常は事業停止命令を先ず検討すべきであるが、改善が期待されずに当該施設の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、施設閉鎖命令を発することとする。

様式 13 参照

(参照条文) 法第 61 条の 4

第 46 条第 4 項又は第 59 条第 5 項の規定による事業の停止又は施設の閉鎖の命令に違反した者は、6 月以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

(3) 公表

事業停止又は施設閉鎖命令を行った場合は、その名称、所在地、設置者及び管理者名、処分の内容等について報道機関等を通じて公表すること。また、地元市区町村に対し通知するとともに、その内容を公表するよう要請すること。(児童福祉法第 59 条第 7 項参照)

第 5 緊急時の対応

(1) 緊急時の手順

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、第 3 及び第 4 までの手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業停止命令若しくは施設閉鎖命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行うこと。

(2) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行うこと。

- ① 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- ② 著しく利用児童の安全性に問題がある場合
- ③ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

(留意事項 27) 上記の①から③の具体的事例については、以下のとおり想定しているが、これらはあらかじめ児童福祉審議会の意見を聴いて設定し、公表しておくことが望ましい。

- ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」及び「2. 保育室等の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの
- ・「1. 保育に従事する者の数及び資格」の「(2)保育に従事する者の概ね 3 分の 1 (保育に従事する者が 2 人の施設にあっては 1 人) 以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」に関して、有資格者が 1 人もいないもの
- ・「4. 保育室を 2 階以上に設ける場合の条件」中「(2)保育室を 3 階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと」又は「(3)保育室を 4 階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。」に関して、ロに規定する施設又は設備を有しておらず、かつ、消防法施行令第 7 条に規定する滑り台、救助袋、緩降機又

は避難橋が設置されていないもの

- ・認可外保育施設の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの

(3) 緊急時の事業停止命令又は施設閉鎖命令

児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合で、あらかじめ都道府県児童福祉審議会の意見を聴くいとまがないときは、当該手続きを経ないで、事業停止又は施設閉鎖を命じることができるものであること。

この場合、弁明の機会の付与は事後的に行う必要はなく、また、児童福祉審議会に対しては事後速やかに報告すれば足りること。（児童福祉法第59条第6項参照）

(留意事項 28) 行政手続法第13条において、公益上、緊急に不利益処分をする必要があるときは、弁明の機会の付与を行うことなく不利益処分をすることが可能とされており、また、事後に弁明の機会の付与を行うことは必要とされていないこと。

(留意事項 29) 施設の施設長（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業所長とする。）や設置者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定されること。

第6 情報提供

1 市区町村等に対する情報提供

市区町村及び消防部局や衛生部局等との連携により指導監督に当たる必要があるため、法令に定める市区町村への通知事項以外にも、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該施設の状況等については、適宜、市区町村等に情報の提供を行うこと。

(留意事項 30) 法令に定める市区町村への通知事項

- ・改善勧告又は事業停止命令若しくは施設閉鎖命令をした場合、その旨の通知（児童福祉法第59条第7項）
- ・届出があった場合、当該届出に係る事項の通知（児童福祉法第59条の2第3項）
- ・認可外保育施設からの運営状況の報告事項のうち、児童の福祉のため必要と認められる事項の通知（児童福祉法第59条の2の5第2項）

2 一般への情報提供

地域住民に対して、認可外保育施設を担当する窓口について周知するとともに、認可外保育施設の状況についての情報を提供すること。管内市区町村に対しても、同様に地域住民への情報提供を求めること。

(留意事項 30) 情報提供に当たっては、以下のことに注意すること。

① 情報提供の対象施設

情報提供の対象となる施設は、原則、届出対象施設とするが、立入調査等による状況把握ができていない場合など届出対象外の施設についても情報提供に努めること。

② 情報提供の項目及び方法

インターネットへの掲載や認可外保育施設を担当する窓口での閲覧等により公表事項（施設の名称、所在地、設置者名及び住所、管理者名及び住所、設備の規模・構造、事業開始年月日、開所時間、サービス内容、入所定員、保育従事者数（うち保育士数）、指導監督における指摘事項等）を、同一の項目で同一の形態により提供すること。また、これらの項目の評価方法等を併せて情報提供するよう努めること。なお、施設からの報告をそのまま情報提供するのではなく、立入調査等による事実確認を行った上での情報提供を原則とすること。やむを得ず報告徴収又は立入調査時に無回答又は把握できなかった事項を情報提供する場合は、その旨を記載すること。

また、認可外保育施設が所在する市区町村に対して、地域住民に窓口等で当該認可外保育施設に係る情報提供についての協力を求めることも有効である。

③ 情報の更新

随時に情報を更新する又は立入調査終了時に情報を更新する等、情報の更新方法をあらかじめ明らかにした上で、これを更新すること。

④ 参考情報

指導監督基準、児童福祉施設設備運営基準、家庭的保育事業等設備運営基準等、認可外保育施設に係る情報の提供を行うに当たって参考となる関連情報を併せて提供するとともに、認可外保育施設を選ぶ際の視点などを示すことが望ましいこと。

(参照条文) 児童福祉法第 59 条の 2 の 5 第 2 項

都道府県知事は、毎年、前項の報告に係る施設の運営の状況その他第59条の2第1項に規定する施設に関し児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを各施設の所在地の市町村長に通知するとともに、公表するものとする

第7 雑則

1 記録の整備

都道府県等は、認可外保育施設ごとに、届け出された事項、運営状況、指導監督の内容等の必要な記録を整備すること。

2 厚生労働省への報告

第3の3、第4、第5の(2)又は第5の(3)の措置を講じた場合は、厚生労働省に報告されたいこと。

(注) [] の枠外が指導監督基準であり、[] の枠内がその考え方である。

第1 保育に従事する者の数及び資格

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）については、概ね児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設設備運営基準」という。）第33条第2項に定める数以上であること。ただし、2人を下回ってはならないこと。また、11時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置すること。

- 各施設において児童数が多い11時間（施設の開所時間が11時間を下回る場合にあつては、当該時間）、即ち、主たる開所時間については、児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数以上の保育従事者が配置されるものとし、11時間を超える時間帯については、延長保育に準じ常時複数の保育従事者が、配置されることとするものであること。
- 児童福祉施設設備運営基準第33条第2項に規定する数、

乳児	乳児3人につき保育に従事する者1人
1、2歳児	幼児6人につき保育に従事する者1人
3歳児	幼児20人につき保育に従事する者1人
4歳以上児	幼児30人につき保育に従事する者1人
- 食事の世話など特に児童に手がかかる時間帯については、児童の処遇に支障を来すことのないよう保育従事者の配置に留意すること。
- 児童の数については、月極めの児童等の通常は概ね毎日利用する児童数を基礎とし、日極めの児童や特定の曜日に限り利用する児童等のその他の利用児童については、日々の平均的な人員を加えること。
- ここでいう保育に従事する者は、常勤職員をいうこと。

短時間勤務の職員を充てる場合にあつては、その勤務時間を常勤職員に換算（有資格者、その他の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で除して常勤職員数とみなすこと）して上記の人数を確保することが必要であること。

(2) 保育に従事する者の概ね3分の1（保育に従事する者が2人の施設及び(1)における1人が配置されている時間帯にあっては、1人）以上は、保育士又は看護師（准看護師含む。以下同じ。）の資格を有する者であること。また、常時、保育士又は看護師の資格を有する者が配置されていることが望ましい。なお、法第6条の3第11項の業務を目的とする施設にあっては、上記にかかわらず、保育士又は看護師の資格を有する者の配置が望ましい。

(3) 常時、保育に従事する者が、複数、配置されるものであること。1日に保育する乳幼児の数が6人以上19人以下の施設においても、保育に従事する者が複数配置されていることが望ましいが、保育従事者が1人となる時間帯を必要最小限とすることや、他の職員を配置するなど安全面に配慮することにより、(1)を適用しないことができる。なお、この場合であっても、定期的に都道府県等の助言指導を受けることが望ましい。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

(1) 保育することができる乳幼児の数

イ 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設の場合、保育に従事する者1人に対して乳幼児3人以下とし、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下であること。

ロ 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設の場合、原則として、保育に従事する者1人に対して乳幼児1人であること。

(2) 保育に従事する者は、保育士、看護師又は家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）が配置されることが望ましい。

3 保育士の名称について

保育士でない者を保育士又は保母、保父等これに紛らわしい名称で使用してはならないこと。

- 保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用した場合には、30万円以下の罰金が課せられることになること。
- 事業者が、保育士資格を有していない者について、保育士であると誤認されるような表現を用いて入園案内や児童の募集を行った場合は、事業者についても、名称独占違反の罰則が課されるおそれがあること。

第2 保育室等の構造設備及び面積

1 1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設

- (1) 乳幼児の保育を行う部屋(以下「保育室」という。)のほか、調理室及び便所があること。
- (2) 保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。
- (3) 乳児(概ね満一歳未満の児童をいう。)の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。

○ 事故防止の観点から、乳児の保育を行う場所と幼児の保育を行う場所は、別の部屋とすることが望ましいこと。やむを得ず部屋を別にできない場合は、明確な段差やベビー・フェンス等で区画すること。

2 1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設

- (1) 法第6条の3第9項に規定する業務を目的とする施設については、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号。以下「家庭的保育事業等設備運営基準」という。)第22条を参照しつつ、乳幼児が適切に保育を行うことができる広さを確保すること。
- (2) 法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えること。

3 共通事項

- (1) 保育室は、採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。

○ 乳幼児用ベットの使用に当たっては、同一の乳幼児用ベットに2人以上の乳幼児を寝かせることは、安全確保の観点から極めて危険であることから、行ってはならないこと。

- (2) 便所には手洗設備が設けられているとともに、保育室及び調理室(調理設備を含む。以下同じ。)と区画されており、かつ子どもが安全に使用できるものであること。

便所の数はおおむね幼児20人につき1以上であること。

- 便所は手洗設備が設けられているだけでなく、衛生面はもとより安全面にも配慮されている必要があること。
- 調理室は、保育室と簡単に入出入りできないよう区画されているだけでなく、衛生的な状態が保たれていることが必要であること。

第3 非常災害に対する措置

(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。

- 火災報知器及び消火器などが設置されているだけでなく、職員全員が設置場所や使用方法を知っていることが必要であること。

(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

- 児童福祉施設設備運営基準第6条
 - 1 児童福祉施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
- 家庭的保育事業等設備運営基準第7条
 - 1 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。
 - 2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

第4 保育室を2階以上に設ける場合の条件

- 災害避難の観点から、保育室は原則として1階に設けることが望ましいが、やむを得ず2階以上に保育室を設ける場合は、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。
- 法第6条の3第11項の業務を目的とする施設については、保育を受ける乳幼児の居宅において行うものであることから本基準を適用しないことができるが、定期的な訓練を行う等、防災上の必要な措置を採ることが必要であること。

(1) 保育室を2階に設ける建物には、保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

なお、保育室を2階に設ける建物が次のイ及びロをいずれも満たさない場合においては、3に規定する設備の設置及び訓練に特に留意すること。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は第2条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

(い)	①屋内階段 ②屋外階段
(ろ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②待避上有効なバルコニー ③建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ④屋外階段

- 待避上有効なバルコニーとは以下の要件を満たすものとする。
 - ①バルコニーの床は準耐火構造とする。
 - ②バルコニーは十分に外気に開放されていること。
 - ③バルコニーの各部分から2m以内にある当該建築物の外壁は準耐火構造とし、その部分に開口部がある場合は建築基準法第2条第9号の2ロに規定する防火設備とすること。
 - ④屋内からバルコニーに通じる出入口の戸の幅は0.75m以上、高さは1.8m以上、下端の床面からの高さは0.15m以下とすること。
 - ⑤その階の保育室の面積の概ね1/8以上の面積を有し、幅員3.5m以上の道路又は空地に面していること。
 なお、待避上有効なバルコニーは、建築基準法上の直通階段には該当しないため、建築基準法施行令第120条及び第121条に基づき、原則として保育室から50m以内に直通階段を設置しなければならない。
- 傾斜路に準ずる設備とは、2階に限っては非常用すべり台をいうものである。
- 積雪地域において、屋外階段等外気に開放された部分を避難路とする場合は、乳幼児の避難に支障が生じないように、必要な防護措置を講じること。

○ 人工地盤及び立体的遊歩道が、保育施設を設置する建物の途中階に接続し、当該階が建築基準法施行令第13条の3に規定する避難階（直接地上へ通ず出入口のある階）と認められる場合にあっては、本基準の適用に際して当該階を1階とみなして差し支えないこと。この場合、建築主事と連携を図ること。

(2) 保育室を3階に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(い)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する屋内特別避難階段 ②屋外階段
(ろ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備 ③屋外階段

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

② 保育施設の調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

○ 当該建物の保育施設と保育施設以外の用途に供する部分との異種用途の耐火区画については、建築基準法施行令第112条第13項に基づき設置すること。

- スプリンクラー設備及びこれに類するもので自動式のものを設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置がされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- 調理器具の種類に応じて適切で有効な自動消火装置（レンジ用自動消火装置、フライヤー用自動消火装置等）を設置する場合は、乳幼児の火遊び防止のための必要な進入防止措置と外部への延焼防止措置（不燃材料で造った壁、柱、床及び天井での区画がなされ、防火設備又は不燃扉を設ける等）の両措置がなされていれば、保育室と調理室部分との耐火区画の設置要件が緩和されることとなる。
- ダンパー ボイラーなどの煙道や空調装置の空気通路に設けて、煙の排出量、空気の流量を調節するための装置である。

ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

へ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

- 非常警報器具 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレン等である。
- 非常警報設備 非常ベル、自動式サイレン、放送設備等である。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

- 防災物品の表示方法（消防法第8条の3）

消防庁登録者番号 防 炎 登録確認機関名

防火対象物において使用する防災対象物品について、防火対象物品若しくはその材料に防火性能を与えるための処理がされていることがわかるようにしておく必要があること。

(3) 保育室を4階以上に設ける建物は、以下のイからトまでのいずれも満たすこと。

イ (略)

ロ 乳幼児の避難に適した構造の下表に掲げる（い）欄及び（ろ）欄に掲げる施設又は設備がそれぞれ1以上設けられていること。

この場合において、これらの施設又は設備は避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室の各部分からその一に至る歩行距離がいずれも30m以下となるように設けられていること。

(い)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段 ②建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段
(ろ)	①建築基準法施行令第123条第1項に規定する構造の屋内避難階段又は第3項に規定する構造の屋内特別避難階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号を満たすものとする。） ②建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の傾斜路 ③建築基準法施行令第123条第2項に規定する構造の屋外避難階段

- 排煙設備は、建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限られること。
- 建築基準法施行令第123条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとは、「特別避難階段の付室に設ける外気に向かって開くことのできる窓及び排煙設備の構造方法を定める件」（昭和44年5月1日建設省告示第1728号）により国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものであること。
- 「その他有効に排煙することができるものと認められるもの」とは、建築基準法施行令第129条の2の規定により当該階が階避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備又は同令第129条の2の2の規定により当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて国土交通大臣の認定を受けた場合の排煙設備であること。
 なお、既にこれらの認定を受けている場合、保育室等から乳幼児が避難することを踏まえ、再度これらの性能を有するものであることについて認定を受けることが必要であること。

○ 4階以上に保育室を設置しようとする際に事前に検討すべき事項等については「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて」（平成26年9月5日雇児発0905第5号）の別添「保育室等を高層階に設置するに当たって事前に検討すべき事項」に取りまとめられているので、指導監督の際に活用するとともに、消防署等の関係機関と調整の上、乳幼児の安全が確保されるようにすること。

ハ 保育施設の調理室以外の部分と調理室を建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画し、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。ただし、次のいずれかに該当する場合においては、この限りでない。

① 保育施設の調理室の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられている場合

② 保育施設の調理室において調理器具の種類に応じ有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられている場合

ニ 保育施設の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ホ 保育室その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ヘ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ト 保育施設のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

第5 保育内容

(1) 保育の内容

ア 児童一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、保育内容を工夫すること。

○ 児童の心身の発達状況に対応した保育従事者の適切な関わりは、児童の健全な発育・発達にとって不可欠であることを認識することが必要であること。この場合、各発達区分ごとの保育上の主な留意事項は次のとおりであるが、児童への適切な関わりについて理解するためには、保育所保育指針(平成20年厚生労働省告示第141号)を理解することが不可欠であること。

[6 か月未満児]

- ・心身の機能の未熟性を理解したうえ、笑う、泣くという表情の変化や体の動きなどの行動が、乳児の生理的及び心理的な欲求の表現であることに気づき、感性豊かに受け止め、優しく体と言葉で応答するよう努めているか。

[6 か月から1歳3 か月未満児]

- ・一人一人の生理的及び心理的な欲求に応え、愛情を込めた応答的関わりにより、情緒の安定と、歩行や言葉の獲得に向けた援助をしているか。

[1歳3 か月から2歳未満児]

- ・生活空間の広がりとともに自我が芽生える時期であり、自発性を高めるよう応答的に関わるとともに、歩行の確立により、盛んになる探索活動が一人一人十分できるように環境を整えているか。

[2歳児]

- ・生活に必要な行動が徐々にできるようになるとともに、自我が育つ時期であり、一人一人の気持ちを受け止め、援助しているか。また、模倣やごっこ遊びの中で保育者が仲立ちすることにより、友達と一緒に遊ぶ楽しさを次第に体験できるようにしているか。

[3歳児]

- ・遊びや生活において、他の児童との関係が重要になってくる時期であり、仲間同士の遊びの中で、一人一人の児童の興味や欲求を十分満足させるように適切に援助しているか。

[4歳児]

- ・自意識が生まれ、他人の存在も意識できるようになり、心の葛藤も体験する時期である。保育者はこのような心の動きを十分に察し、共感し、ある時は励ますことなどにより、児童の情緒を豊かにし、他人を気遣う感受性を育むよう努めているか。

[5歳児]

- ・自分なりの判断で行動するなど、自主性や自律性が身に付く時期であり、集団活動が充実し、ルールを守ることの必要性も理解する時期である。保育者は、児童の主体的な活動を促すため多様な関わりを持ち、児童の発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助しているか。

[6歳児]

- ・探求心や好奇心が旺盛となり、知識欲も増してくる。集団遊びも、一人一人の好みや個性に応じた立場で行動するなど役割分担が生じ、組織だった共同遊びが多くなる。遊びや集団活動において、一人一人の創意工夫やアイデアが生かされるよう様々な環境の設定に留意しているか。

イ 乳幼児の安全で清潔な環境や健康的な生活リズム（遊び、運動、睡眠等）に十分配慮がなされた保育の計画を定めること。

- 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定することが必要であること。
- 必要に応じて入浴させたり、身体を拭いて児童の身体の清潔さを保つことが必要であること。

ウ 児童の生活リズムに沿ったカリキュラムを設定するだけでなく、実行することが必要であること。

- 保育の実施に当たっては、沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。
- 外遊びなど、戸外で活動できる環境が確保されていることが必要であること。

エ 漫然と児童にテレビやビデオを見せ続けるなど、児童への関わりが少ない「放任的」な保育になっていないこと。

- 一人一人の児童に対してきめ細かくかつ相互応答的に関わることは、児童にとって重要である。保育従事者にとっても最も基本的な使命であり、このような姿勢を欠く保育従事者は不適任であること。

オ 必要な遊具、保育用品等を備えること。

- 年齢に応じた玩具、絵本、紙芝居などを備えることが必要であること。
なお、大型遊具を備える場合などは、その安全性の確認を常に行うことが事故防止の観点から不可欠であること。

(2) 保育従事者の保育姿勢等

ア 児童の最善の利益を考慮し、保育サービスを実施する者として適切な姿勢であること。

特に、施設の運営管理の任にあたる施設長については、その職責に鑑み、資質の向上、適格性の確保が求められること。

○ 設置者をはじめとする職員は保育内容等に対して、児童の利益を優先して適切な対応をとることが必要であること。

イ 保育所保育指針を理解する機会を設ける等、保育従事者の人間性及び専門性の向上に努めること。

- 保育所保育指針を理解するなどの機会が設けられているかなど、保育従事者の質の向上が図られる体制に努めることが必要であること。
- 都道府県等が実施する施設長や保育従事者に対する研修等への参加が望ましいこと。

ウ 児童に身体的苦痛を与えたり人格を辱めることがない等、児童の人権に十分配慮すること。

○ しつけと称するか否かを問わず児童に身体的苦痛を与えることは犯罪行為であること。また、いわゆるネグレクトや差別的処遇などによる心理的苦痛も与えてはならないこと。

エ 児童の身体及び保育中の様子並びに家族の態度等から、虐待等不適切な養育が疑われる場合は児童相談所等の専門的機関と連携する等の体制をとること。

- 虐待が疑われる場合だけでなく、児童相談所等の専門機関からの助言が必要と思われる場合も同様であること。
専門機関からの助言を要する場合の例
 - ・心身の発達に遅れが見られる場合
 - ・社会的援助が必要な家庭状況である場合

(3) 保護者との連絡等

ア 保護者との密接な連絡を取り、その意向を考慮した保育を行うこと。

○ 保護者との相互信頼関係を築くことを通じて保護者の理解と協力を得ることが児童の適切な保育にとって不可欠であり、連絡帳又はこれに代わる方法により、保護者からは家庭での児童の様子を、施設からは施設での児童の様子を、連絡し合うこと。

イ 保護者との緊急時の連絡体制をとること。

○ 保育中に異常が発生した場合など、いつでも連絡できるよう、連絡先を整理し、全ての保育従事者が容易に分かるようにしておくことが必要であること。

ウ 保護者や利用希望者等から児童の保育の様子や施設の状況を確認する要望があった場合には、児童の安全確保等に配慮しつつ、保育室などの見学が行えるように適切に対応すること。

第6 給食

(1) 衛生管理の状況

ア 調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

○ 具体的には、次のようなことに配慮することが必要であること。

- ・食器類や哺乳ビンを使用するごとによく洗い、定期的に煮沸消毒を行うこと。
- ・ふきん、まな板、鍋等についても同様であること。
- ・食事時、食器類や哺乳ビンは児童や保育従事者の間で共用しないこと。
- ・食品の保存に当たっては、冷蔵庫を利用する等衛生上の配慮を行うこと。

(2) 食事内容等の状況

ア 児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。

イ 調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

○ 乳児にミルクを与えた場合は、ゲップをさせるなどの授乳後の処置を行うことが必要であること。

また、離乳食を摂取する時期の乳児についても、食事後の状況に注意を払うことが必要であること。

- 栄養所要量を踏まえ、かつ、児童の嗜好を踏まえた変化のある献立を作成し、これに基づいて調理することが必要であること。なお、独自で献立を作成することが困難な場合には、市区町村等が作成した認可保育所の献立を活用するなどの工夫が必要であること。
- 家庭からの弁当持参や、やむを得ず市販の弁当を利用する場合には、家庭とも連携の上、児童の健康状態や刻み食等の年齢に応じた配慮を行うこと。

第7 健康管理・安全確保

(1) 児童の健康状態の観察

登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。

- 登園時の健康状態の観察
毎日、登園の際、体温、排便、食事、睡眠、表情、皮膚の異常の有無や機嫌等についての健康状態の観察を行うとともに、保護者から児童の状態の報告を受けること（適切に記載された連絡帳を活用することも考えられる。）が必要であること。
- 降園時の健康状態の観察
毎日、降園の際も同様の健康状態の観察を行うとともに、保護者へ児童の状態を報告することが必要であること。

(2) 児童の発育チェック

身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。

(3) 児童の健康診断

継続して保育している児童の健康診断を入所時及び1年に2回実施すること。

- 直接実施できない場合は、保護者から健康診断書の提出を受ける、母子健康手帳の写しを提出させるなどにより、児童の健康状態の確認を行うことが必要であること。
- 医師による健康診断は、心身の発達に遅れがみられる児童の早期発見につながるという面からも有効であること。
- 入所時に、児童の体質、かかりつけ医の確認をするとともに、緊急時に備え、保育施設の付近の病院等関係機関の一覧を作成し、全ての保育従事者に周知することが必要であること。

(4) 職員の健康診断

- ア 職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- イ 調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。

○ 職員の健康診断の実施は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生規則により義務づけられていること。

(5) 医薬品等の整備

必要な医薬品その他の医療品を備えること。

○ 体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類等は、最低限備えることが必要であること。

(6) 感染症への対応

感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。

- 感染症の疑いがある場合も同様であること。
- 再登園については、かかりつけ医の「治癒証明」、かかりつけ医とのやりとりを記載した書面の提出などについて、保護者の協力を求めることも必要であること。
- 歯ブラシ、コップ、タオル、ハンカチなどは、児童や保育従事者の間で共用せず、一人一人のものを準備すること。

(7) 乳幼児突然死症候群の予防

- ア 睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
- イ 乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。

○ 仰向け寝は、乳幼児突然死症候群のほか、窒息の予防にも有効であるが、医学上の理由から医師がうつぶせ寝を勧める場合もあるため、入所時に保護者に確認するなどの配慮が必要であること。

ウ 保育室では禁煙を厳守すること。

(8) 安全確保

- ア 児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- イ 事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安

全管理を図ること。

ウ 不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整備すること。

- 保育室だけでなく、児童が出入りする場所には危険物を置かないこと。また、書庫等は固定する、棚から物が落下しないなどの工夫を行うことが必要であること。
- 施設内の危険な場所、設備等への囲障の設置、施錠等を行う必要があること。
- 施設の周囲に危険箇所等がある場合には、児童が勝手に出られないような配慮（敷地の周囲を柵等で区画している、出入り口の錠は幼児の手の届かないところに備えている等）が必要であること。

第8 利用者への情報提供

(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。（法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。）
 - ・ 設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
 - ・ 建物その他の設備の規模及び構造
 - ・ 施設の名称及び所在地
 - ・ 事業を開始した年月日
 - ・ 開所している時間
 - ・ 提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・ 入所定員
 - ・ 保育士その他の職員の配置数又はその予定
- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

(様式14参照)

(2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。
 - ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・施設の名称及び所在地
 - ・施設の管理者の氏名及び住所
 - ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
 - ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
 - ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
 - ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先
- あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。
- 書面の交付は紙媒体で行う必要があり、情報通信技術の利用による交付事項の伝達によって代替することは認められない。

(様式 15 参照)

(3) 利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明するよう努めること。

- 届出対象施設については、当該施設で提供される保育サービスを利用しようとする者から申込みがあった場合には、その者に対し、当該サービスを利用するための契約の内容や手続き等について説明するよう努めることとされている。(児童福祉法第 59 条の 2 の 3)
- 届出対象外施設であっても、利用料金や保育サービスの内容等をあらかじめ利用予定者に説明し、理解を得たうえでサービスの提供を行うことが望ましい。

第 9 備える帳簿

職員及び保育している児童の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならないこと。

- 職員に関する帳簿等
 - ・ 職員の氏名、連絡先、職員の資格を証明する書類（写）、採用年月日等
- 保育している児童の状況を明らかにする帳簿等
 - ・ 在籍児童及び保護者の氏名、児童の生年月日及び健康状態、保護者の連絡先、児童の在籍記録等
- 労働基準法等の他法令においても、各事業場ごとに備えるべき帳簿等について規定があり、保育施設も事業場に該当することから、各保育施設ごとに帳簿等の備え付けが義務づけられている。児童福祉法に基づき都道府県等が行う指導監督の際にも、必要に応じ、これらの帳簿を活用するとともに、備え付けられていない場合には、関係機関に情報提供するなどの適切な対応が必要である。

(例)

 - ・ 労働者名簿（労働基準法第107条）
 - ・ 賃金台帳（労働基準法第108条）
 - ・ 雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類の保存義務（労働基準法第109条）

○川口市保育施設等事故検証委員会設置条例

平成28年7月11日

条例第47号

(設置)

第1条 保育施設等において当該保育施設等を利用する子どもが死亡し、又は重篤な傷病を負う事故（以下「重大事故」という。）が発生した場合において、当該重大事故の原因の究明及び再発防止のための措置に関し必要な事項について調査審議させるため、重大事故ごとに、川口市保育施設等事故検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において「保育施設等」とは、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設、同法第29条第3項第1号に規定する特定地域型保育事業所、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業（同条第2号、第10号及び第11号に掲げるものに限る。）を行う施設及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条第1項に規定する施設（同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）をいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 重大事故の経過に関すること。
- (2) 重大事故の原因の究明及び再発防止に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第1条に規定する設置目的を達成するために必要と認められること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、法律、医療、保育等に関する専門的知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 重大事故の関係者又はこれらの者と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を

有する者については、委員となることができない。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱の日から委員会が第3条の諮問に対し最終的な答申を行う日までとする。

(委員長)

第7条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席及び資料の提出)

第9条 委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めて、その意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、子ども部において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年条例第9号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略